第六十条第一項中「第四条第二項第八号」を「第四条第二項第十号」に改める。
第六十二条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。
第六十七条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に改める。
第八十条を第百十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百二十条　第百四条第一項の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第七十九条中「前三条」を「第百十五条第一項又は前二条」に改め、同条を第百十八条とする。
第七十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第七十二条」を「第八十四条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条に次の四号を加える。

六　第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
七　第七十三条第一項又は第百三条第一項の許可を受けないで、支援業務又は調査の業務の全部を廃止したとき。
八　第七十五条又は第百五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
九　第七十七条第一項若しくは第百七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十八条を第百十七条とする。
第七十七条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第百十六条とする。
第七十六条中「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定」を「又は第百十条第二項の規定」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第七十六条第一項又は第百六条第一項の規定に違反して、支援業務又は調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条を第百十五条とし、第九章を第十一章とする。
第八章中第七十五条を第百十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国等の援助）

第百十三条　国及び地方公共団体は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るため、関係地方公共団体、支援機構又は推進法人に対し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第八章を第十章とする。
第七章中第七十四条を第八十六条とし、同条の次に次の一章を加える。

第九章　優良緑地確保計画の認定等

第一節　優良緑地確保計画の認定

（緑地確保指針の策定）

第八十七条　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。）を定めるものとする。

2　緑地確保指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　周囲の自然環境と調和のとれた緑地又は緑化施設の整備又は設置、地域の自然的社会的条件に応じた多様な動植物の生息環境又は生育環境の確保その他の良好な都市環境の形成に関して緑地確保事業者が取り組むべき事項
二　その他緑地確保事業者による都市における緑地の確保に関する取組の実施に際し配慮すべき事項
3　国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4　国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（優良緑地確保計画の認定）

第八十八条　緑地確保事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その実施する都市における緑地の確保のための取組（以下「緑地確保事業」という。）に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）を作成し、当該優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものである旨の国土交通大臣の認定を申請することができる。
2　優良緑地確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　緑地確保事業を実施する区域の位置及び面積
二　緑地確保事業の内容
三　計画期間
四　緑地確保事業の実施体制
五　資金計画
六　その他国土交通省令で定める事項
3　前項第二号に掲げる事項には、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第三項第一号及び第二号に掲げる事項を記載することができる。
4　国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。
5　国土交通大臣は、第一項の認定のための審査に当たつては、国土交通省令で定めるところにより、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。
6　国土交通大臣は、第一項の認定をする場合において、その申請に係る優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業の実施に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該優良緑地確保計画について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、かつ、当該行為が第三号に掲げる行為に該当するものである場合にあつては、その同意を得なければならない。
一　首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏保全法第七条第一項又は近畿圏保全法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　都府県知事（当該行為が指定都市の区域内において行われるものである場合にあつては、当該指定都市の長）
二　緑地保全地域内において行う行為であつて、第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　都道府県知事等
三　特別緑地保全地区内において行う行為であつて、第十四条第一項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事等
7　都道府県知事等は、前項第三号に掲げる行為に係る優良緑地確保計画について同項の協議があつた場合において、当該協議に係る緑地確保事業の実施に係る行為が第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、前項の同意をするものとする。
8　国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた緑地確保事業者の氏名又は名称及び当該認定に係る優良緑地確保計画の内容を公表するものとする。